

各 { (地域密着型) 通所介護事業所  
認知症対応型通所介護事業所  
通所リハビリテーション事業所  
介護予防・日常生活支援総合事業事業所 } 御中

狭山市長寿安心課  
介護保険担当課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る  
通所系サービス事業所の事業運営について（依頼）

日頃より、介護保険制度の円滑な運営に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
また、各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策を講じていただいていると存じます。

さて、4月7日、政府対策本部より、埼玉県全域を含む7都府県に対して、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が行われ、それを受けて埼玉県知事が緊急事態措置を行うこととなりました。また、それに伴い、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下、「基本的対処方針」という。）が改定されました。

その基本的対処方針のなかで、高齢者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者は緊急事態宣言時の事業の継続を要請されています。ただし、やむを得ずサービス提供方法の変更や運営縮小、又は自主休業を検討されている事業所もあるかと思えます。

つきましては、利用者やそのご家族等への影響をできるだけ小さくする観点から、各事業所におかれましては、下記のとおり、今後の事業運営をご検討のうえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 介護保険最新情報「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」のとおり、サービス種別によって異なりますが、以下のとおり、柔軟な対応が可能です。ただし、利用者やその家族に対して丁寧に説明してください。また、柔軟な対応を行ったことを記録に残してください。

介護給付、予防給付は、①～⑤のすべて算定可能です。介護予防・日常生活支援総合事業については、①～④は算定可能ですが、⑤は算定できません。

- ① 休業となった事業所と異なる場所を使用して、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合、サービス提供時間等に応じて介護報酬の算定が可能である。【第2報（Vol.770）】

- ② 居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えたうえで、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合、提供したサービス時間の区分に応じた報酬区分の算定が可能である。ただし、サービス提供時間が短時間の場合、それぞれのサービスの最短時間の報酬区分で算定すること。【第2報 (Vol.770)】
- ③ 新型コロナウイルス感染症に伴い学校が休校等になることにより、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わず、算定することが可能。【第3報 (Vol.773)】
- ④ 利用者の希望に応じて、(1)通所サービスの事業所におけるサービス提供と、(2)当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を、適宜組み合わせる場合も、①及び②と同様、サービス提供時間等に応じて介護報酬の算定が可能である。また、それにより人員基準が満たされない場合でも、減算の適用はしない。【第4報 (Vol.779)】
- ⑤ 通所系サービス事業所が、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認したうえで、健康状態、直近の食事内容や時間、直近の入浴の有無や時間、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話にて安否確認を行った場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日1回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。ただし、通所リハビリテーション事業所の場合は、初回のみ、相応の介護報酬の算定が可能であり、介護予防通所リハビリテーション事業所についても同様に日割り計算上の日にちに含めることが可能である。その際には、電話により確認した事項について、記録を残しておくこと。なお、職員が自宅等から電話を行う等、柔軟な対応も可能である。

ただし、その必要性がある方については、他事業所への移行や訪問サービス等の適切な代替サービスを確保することが望ましいと考える。そのため、安否確認を行う場合は、その必要性について介護支援専門員等と相談をすること。【第6報 (Vol.809) 問2】【第7報 (Vol.813) 問3】

- 2. やむを得ずサービス提供方法の変更や運営縮小、又は自主休業を行う場合には、利用者やその家族への影響をできるだけ小さくする観点から、以下の点に十分留意したうえでご対応をお願いいたします。
  - ① 利用者やその家族に対し、休業等の事実や代替サービス等の確保について、丁寧な説明を行うこと。
  - ② 利用者に必要なサービスが提供されるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を中心に、訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行うことになるが、関係事業所として連携・協力を行うこと。
  - ③ 利用者の今後の状況が決まるまでは、自主休業を行わないことが望ましい。
  - ④ 自宅待機となる利用者については、ADLが低下しないよう、自宅で行える体操等の情報提供を行う等、必要に応じて工夫すること。
- 3. やむを得ず自主休業を行う場合には、別紙1「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る通所系サービス事業休業届出書」を長寿安心課へご提出ください。

4. 狭山市が保険者である利用者への介護サービスの安定供給に影響があるかどうか把握をしたいため、ご多忙の折、大変恐縮ですが、4月10日時点で、自主休業を検討しているか否かの調査に、ご協力をお願いいたします。

回答方法：別紙2「緊急事態宣言下における休業予定等状況調査」をFAXにて長寿安心課まで

回答期限：令和2年4月14日（火）正午まで

※ここでいう「休業」とは、事業所を開所せず、利用者が通えない状態のことを指します。

問い合わせ

狭山市 長寿健康部 長寿安心課 介護事業担当

TEL 04-2953-1111（内線 1553～1555）

FAX 04-2969-5735

E-mail choju-ansin@city.sayama.saitama.jp